

陳 述 書

2025年8月1日

審原告 大名 美恵子



- 1 東海村の大名美恵子と申します。陳述の冒頭に、東海村に生まれ育った私が、本村内で体験した原子力事故等から東海第二原発の再稼働は絶対認められないとの思いに至った心中を裁判官にぜひくみ取っていただき、原発の運転を差止める判決を導き出していただけますようお願い致します。

私は、1954年8月10日、茨城県那珂郡旧村松村で生まれました。家族は、祖父母と両親、そして父の兄家族が同居でした。一家の仕事は、農業と農業に必要な肥料等の販売業でした。

昭和の大合併が押し寄せる中、翌年3月31日には、私が生まれた旧村松村と隣接の旧石神村が合併し、東海村と名を新しくしました。

当時の東海村は、白砂青松の地と言われ、太平洋に面したのどかで緑豊かな農村でした。産業の中心は、米と麦の栽培、そして養豚も盛んな村でした。

この穏やかな東海村が激変をたどる最初は、合併の翌年1956年に旧日本原子力研究所の東海村設置が決まった事です。村内では、原子力に不安を感じる住民たちが、理論物理学者・理学博士の故武谷三男氏を招いて学習会が開催されたと聞きます。そして1957年には研究用原子炉JRR1の臨界、1963年10月には動力試験炉JPDRで国内初の原子力発電がおこなわれるなど、次々と原子力施設が増やされました。

そうした中、私は家族から、「もう雨にぬれないように傘をきちんとさすんだよ」「雪は食べてはだめだよ」と言われ、子ども心に見えない不安にかられた事が思い出されます。

- 2 私の現在の住まいは、東海第二発電所から約3.6kmの地にありますが、同時に、旧動力炉・核燃料開発事業団（以下「旧動燃」といいます。）・東海事業所から約2km、原子燃料工業事業所（以下「原燃工」といいます。）からは約600mと、他自治体ではあり得ない原子力事業所と民家が隣りあわせの状況です。旧動燃東海再処理施設のホット試験開始を迎えた時期には、住民によるデモ行進などの反対運動があり、私も参加しました。

旧動燃再処理工場では、使用済み核燃料からウランやプルトニウムを回収し、再利用可能な資源として取り出しが行われますが、臨界事故や火災・爆発、放射性物質の漏洩、冷却機能喪失による蒸発乾固などの危険性を伴うもので、反対デモの参加者らは、「再処理工場の設置は住民の危険がいっそう増す。住民は核燃料サイクルを認めていない」と、次々と意見が述べられました。

また、核燃料製造工場である原燃工の設置が判明した際には、ごく隣地にあった住宅団地自治会の反対があり、折り合いのため時間をかけた話し合いが行われました。

1981年1月に本格運転を開始した旧動燃東海再処理施設は、1997年3月11日20時04分ごろアスファルト固化処理施設で火災爆発事故を起こし、建物や装置の被害、放射性物質の漏洩、作業員の被曝などが報道され、多くの村民が驚きと不安に包まれました。私は、「我が家に火をつけられた」ような恐怖感に覆われ、夜の11時ごろ、旧動燃に抗議のFAXを送信した事が思い出されます。

村民にとって日頃、「原子力事業所で事故が起きたらどうすればいいのか」という不安はありつつも、何処からも何も教えてもらっていない事やこうした事業所が住民生活の隣で操業している事への怒りが止みませんでした。

- 3 そしてもう1件、何が起きたのか住民にとって良く分らない中で、放射性物質が事業所敷地外に放出されたとの情報に被ばくの恐怖を味わう事になったのは、1999年9月30日のJCO臨界事故でした。

当時私は、日立市石名坂町の職場で働いていましたが、昼食時に東海村の友人から「6号（国道）に近い所にある会社で原子力事故が起きたようで、村から防災無線で住民は屋内退避を呼びかけられた」と、震える声で電話が入りました。

その日は職場に私一人だったためすぐに東海村に戻ることができず、テレビを付けたところ、画面にでていた「臨界事故」の文字に身震いがしました。発災事業所は株式会社JCOで、この名前に変えたのは丁度1年ほど前との事でした。

事故発生時、JCOの西側すぐ近くで町工場（大泉工業）を経営されていた大泉昭一さん、恵子さんご夫妻は、夫が皮膚病を悪化させ、妻がPTSD（心

的外傷後ストレス障害)を患い、JCOと親会社の住友金属鉱山に責任を問う健康被害裁判の原告となって賠償を求めてたたかいましたが、司法は臨界事故による健康被害を認めませんでした。

また、風評被害も著しく、東海村で生産される農産物等の出荷に大きな影響が出ました。

JCO臨界事故は、違法作業が原因でしたが、作業員を含む667名が被曝し、その中の作業員3名が重度の被曝、うち2名が死亡するという痛ましい事故でした。

東海村、ひたちなか市、那珂町(現那珂市)、常陸太田市、日立市等は、事故により不安を感じている住民を対象に身体汚染測定を要請し、これに電力各社等が応えて約75,000人のサーベイメータによる測定が行われました。しかし測定後に、「無意味な測定」だったという事を原子力事業所関係者から聞きました。この状況を目の当たりにしたはずの国や県、市町村はどう感じていたのか、住民が一番心配した「被曝」の有無に真剣に応えようとしていたとはとても思えませんでした。

- 4 事故後、JCOの駐車場付近とフェンス越しにお住いの方を訪ねた際、事故時、「JCOの職員がワッと駐車場の方に走ってきたので、今日は避難訓練なのかなと思った」と、言われました。少しでも早く逃げる必要がある事故が起きたという事を、住民には知らされなかったためのまさかのお話でした。国も県も村もJCOが臨界事故を起こすなど全く想像外だった事から、住民を守る対応は後手後手だったと言えます。

当時、原子力に関する安全神話がはびこり、原子力災害対策特別措置法もない時でしたので、役場の対応は相当大変だったと聞きます。国の指示がない中で、当時の村長は、住民被ばくの可能性が高まったと自ら判断して避難要請を出し、事故現場から350m圏内住民を避難させました。最後の避難者となったのは妻が寝たきりのご夫婦との事でした。避難支援を行った役場職員は、「夫の方が『避難しなくていいよ』と言われたが、どうしてもお二人揃って避難してほしいと、寝たきりの方を移送できる車両が確保できるまで、時間はかかったがご夫婦に寄り沿った」と、言っていました。勿論これは、被曝を覚悟の上でという事です。

私は、今でもＪＣＯ臨界事故で亡くなられたお一人の方の墓参をお盆に行っています。それは、「この事故を絶対に忘れてはならない、原子力事故を二度と起こさせてはならない」という心の誓いをたえず鮮明にしておくためにです。

同じ誓いを持った住民運動は、毎年９月３０日前後に集会やデモ等の開催により行われています。

それまで 村内には“原子力の深刻な事故が起きた時”を想定する事など認められないような風潮がありましたが、ＪＣＯ臨界事故により、原子力災害対策特別措置法が１９９９年１２月１７日に施行となり、国は言葉では「安全神話の一掃」を呼びかけていました。住民は、改めて原子力事業について「関心を高める」、「真に必要な事業なのか知る」、そして「村や事業所に村民がきちんとものを言う事の大切さ」を自覚させられたと私は認識しています。

- ５ 私は、ＪＣＯ臨界事故発生の翌年、２０００年１月の村議選に立候補し、「原子力事故をくり返させない。村民の命と福祉を守る」という思いを表明し、同年２月から村議としての活動が始まりました。

東海村には現在、面積わずか３８㎢の内に、日本原電東海第二発電所も含めた１１もの原子力事業所があります。原発が大地震でどんな影響を受けるのか、その恐怖を知ることになったのが２０１１年３月１１日発生の東日本大震災でした。

大地震により原子炉が自動停止した東海第二発電所は、東京電力の停電によって「外部電源喪失」となりました。とりあえず安全停止に必要な電力確保、原子炉水位を確保、圧力抑制プールの冷却開始へとすすむことができたものの、その後襲来した大津波が非常用ディーゼル発電機冷却用海水ポンプ１つに被り、東電福島原発同様の状況となりました。原子炉内の気圧を下げるのがまず必要となり、日本原電職員による１７０回もの主蒸気逃し弁操作が行われ、３日半かけてかろうじて冷温停止に至ることができたという事でした。

この危機的状態について当時の村長は、東海第二原発が冷温停止になった日から１週間余り後に日本原電から報告を受けました。大変驚いたことは勿論、なぜ３日半の状況について逐一報告が無かったのか怒り、２０１１年１０月には原発事故担当相と面会し、国に対して東海第二原発の廃炉を求めました。村議会も日本原電から詳細説明を受け、津波があと数十センチ高ければ福島原発

事故と同じ運命を辿っていたと知った時、私は、地震国日本は原子力発電を利用してはならないと確信しました。

- 6 3・11大地震の発生時、私の自宅の隣家には、寝たきりの父とその父を介護する身体障害2級の母が暮らしていました。私は議会開会日でしたので役場に居り、夫は仕事で水戸市内に居りました。すぐに自宅に戻りたいと思いましたが、役場内の大変な被害の確認に追われました。その後車で自宅に戻ろうと移動を始めましたが、何度もくり返す地震に不安が募り、また信号機が機能しない中、いつも通る道路は損壊して通れなくなり、普段なら10数分で帰れるところ、1時間かかってようやく家に戻れました。

水戸市の職場にいた夫は、とても車では戻れないことから自転車で帰りましたが、3時間以上かかりました。

私が自宅に戻ると母は庭にいて動けなくなっており、寝たきりの父のもとに行くこともできなかったとの事でした。

大きな余震が続く中、夫は職場の対応、私は役場や住民の方々、避難所の状況把握とともに支援の取り組みがあるため、この家に寝たきりの父と母がいることは危険が大きいと判断し、皆で避難所に移ることにしました。しかし私と老齢の母のみでは寝たきりの父を連れていくことはできませんでした。当時、隣家に若い家族が農業をしながら住んでいて、地震発生時は不在でしたが、しばらくして戻ってこられたので、支援をお願いして父をベッドから車椅子に乗せていただき、車椅子ごと軽トラックの荷台で避難所へ連れて行っていただきました。

避難所にいても大きな地震が来てハラハラの状況でしたが、夜になり、みなさんが睡眠に入るところに気になったのは、東海第二原発の状況と、もし何かあったらどうやってここから避難すればいいのだろうかという事でした。

停電や断水が続く不安な避難生活のさなかに、福島原発事故のニュースが飛び込んできました。日に日に状況が悪化していった福島原発事故は、レベル7という世界最大級の事故でした。故郷を奪われ、生業を奪われ、命とくらしが奪われ、14年後の今でも未だ収束の見通しも立たないという経験した事のない事故でした。大地震や大津波が原子力発電所に及ぼす影響の甚大さをまざまざと見せつけられたのです。

7 東電福島第一原発の過酷事故から学ぶとして国は、行政における原子力推進と規制の担当を分け、新たに原子力規制委員会を発足、新規制基準を定めて国内すべての原発で対応にとりくむことになりました。しかし、この対応について規制委員会発足当初の田中俊一委員長は、「新規制基準に適合したとしても、それが絶対に安全であるということの意味することではございません」と述べました。「安全の保障がない上に、一たび大事故が起きれば将来にわたって元の生活と環境を取り戻すことはできなくなる原子力発電は、日本においては中止すべき」との声がいつそう高まったのは当然です。

私も、子や孫たちが今後安心して暮らしていくために、特に地震の多いこの国では原発を動かしてはならないと、脱原発の運動を続けています。全村民が5キロ圏内に暮らし、30キロ圏内に92万人が住む首都圏唯一の東海第二原発は、なおのこと再稼働などあり得ないと考えます。

8 国は、絶対安全の保証がない原発を動かすためには、万が一の時のためにと、原子力発電所の立地県と概ね30km圏内市町村に、国の防災基本計画等に基づく原子力災害時の避難計画策定を求めています。

東海村は、2013年から避難計画策定作業に取り掛かり、2016年に計画案をまとめ、その後避難訓練なども実施しながら見直しを進めてきて、2023年12月27日の村防災会議で計画として了承し、公表しました。内容的には当初の計画（案）より大幅に後退しての策定と感じています。例えば、当初案には、バスで避難する村民のために、地区ごとに何台のバスが必要か書かれていました。当時、東海村がこの試算を行ったことを茨城県も「東海村だからできること」と、大変感心していたと聞きました。

しかし現計画では、バスの確保については「県の仕事」であることが前提とされ、記述では「学校等からの帰宅が困難又は保護者への引渡しができない児童等」「避難行動要支援者」「一時滞在者が帰宅できない場合」「車を利用しない人」等について、“手配されたバスで避難する”と書かただけです。県によれば未だ「茨城県バス協会との原子力災害協定は結べていない、また運転手の確保についてはバス会社の理解の浸透を図っている」状況との事です。私は、バス関係者の理解を求めること自体にそもそも無理があると考えます。そして、

こうしたもとであっても「計画策定」としてよいという国の考え方、また東海村が国に従ったことを認めることはできません。

- 9 私自身の避難経路について、計画では、常陸那珂港 I C から東水戸道路に乗り友部ジャンクションで常磐自動車道路に移り、谷和原 I C で降りるというものです。しかし、本計画の策定作業を始めたころ、私は「常陸那珂港 I C は、東日本大震災で液状化や津波被害にあったので、避難計画で高速道路への乗り口にするのはやめた方がよい」と指摘していた場所です。

東海村は沿岸部に立地しており、居住面積はほぼ 6 k m 四方の小さな自治体ですが、本年 1 月 1 日現在で人口 3 8, 1 5 1 人が住んでいます。避難は全村 6 地区に分類され、その内 4 地区は東海スマート I C から常磐自動車道に入る、残る 2 地区が常陸那珂港 I C またはひたち海浜公園 I C、ひたちなか I C から東水戸道路に入るという経路が最初に紹介されています。4 地区が 2 つの I C に集中していて、避難が円滑にできるとはとても考えられません。

仮に村内の道路に破損が無かったとしても、I C 入り口は長蛇の列が想定されます。また、村内の道路が破損していれば、果たして I C に行き着けるのか疑問ですし、行きつけたとしても相当時間がかかるでしょう。さらにあの震災の時がそうであったように、国道や高速道路が破損して通行止めになった場合等では、放射性物質の放出前の避難という前提が崩れかねません。

- 1 0 また「複合災害」への対応について計画では、①避難先が避難した場合、国県等と協議をし、一時的な避難先の確保、早期に第二の避難先を確保する、②避難経路に関して「自然災害との複合災害時においては、避難道路のうち、使用可能な道路を使用する。なお、県および村は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、迅速に村民に提供する」とのみ書かれていて、複合災害時、新たな避難経路の選択は、村民が自ら決めなければならないという事です。

村の説明では、複合災害時の避難では、避難経路の確保はもとより避難先が定まらない可能性も十分認められるというのですから、こうした計画では、住民はパニックに陥り、行く宛もなく渋滞に巻き込まれるだけではないかと大変危惧し、村執行部に伝えています。

1 1 私が住んでいる地域は中丸地区に入り避難先は取手市ですが、この地区の人口 8,698 人は、まず避難経由所兼基幹避難所とされた取手競輪場に行き、そこでどこの避難施設へ避難するのか案内されるという事です。

取手競輪場では、この振り分けによる混雑が想定されるでしょうし、不案内な街でのその後の施設への移動も果たしてスムーズに行われるのかも心配です。

また村民の避難が完了する前に放射性物質が放出された場合には、避難退域時検査及び除染作業が行われるとされた検査・除染場での混雑もあるでしょう。

こうしたもとでは、それまで住んでいた地域でのコミュニティーの維持は困難となるのが容易に予想されますから、避難を拒否する村民も大勢になるのではないかと思われ、被曝が懸念されます。

1 2 福島原発事故から 14 年の現在、私の父は他界し、95 歳の母が敷地を一つにする隣家に、在宅訪問サービスを受けながら住んでいます。村は自然災害発生時における避難行動要支援者の個別避難計画を策定しておりますが、原子力災害時には、避難を支援する人が行政の職員や自衛隊員等に変わるという計画になっています。

しかし、95 歳であろうと障がい者であろうと、近所に避難の支援ができる人が住んでいる場合、自ら申請をしなければ個別避難計画には登録してもらえません。私たち夫婦は、時には村外・県外でも様々な活動をしている関係から留守が多く、日中母が一人にいる時に災害が起きた場合、どちらかでもすぐに母のもとに戻ることができるとは限りません。ご近所の方々も働いておられる方がほとんどですので、個別避難計画が実際には必要と考えています。

村住民避難計画も個別避難計画も避難者の意思を十分把握の上策定されているとは思えません。

1 3 東海村は放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぎ、甲状腺への放射線被曝を阻止・低減させることを目的として安定ヨウ素剤の戸別配布を行っていますが、その配布率は本年 6 月末時点で全戸比 38.4%です（添付資料 1「東海村 HP」）。「ヨウ素剤服用の必要がない村に住んでいたい」と願う住民にと

っては、ヨウ素剤を受け取ることは東海第二原発の再稼働を認めることになるのではないかと悩み、逆に、再稼働を推進する方の中には、「ヨウ素剤を服用するような事故は起きない」と確信するなど、配布率の低さには住民の様々な思惑があると考えられます。

私自身は、東海第二原発の再稼働は認めませんがヨウ素剤は受け取っています。

- 1 4 これまで原子力事業及び原子力発電をとりまく様々な問題点から、東海第二原発の再稼働は認められないと意見を述べてきましたが、最後に2023年9月、私のもとに東海第二原発の安全性向上対策工事の関係者から、「取水口防潮堤の基礎工事に施工不良がある」と、内部告発があったこと及び、ここ数年火災を続発させている件に関して述べます。

告発の中で工事関係者は、「様々な問題に対して真摯に向き合わず、問題を隠蔽して工事さえ完了してしまえばいいと思われる姿勢に疑いの気持ちをおくせません」と、述べていました。日本原電は、施行不良の事実を把握しながら自ら公表することもなく、私たちが記者会見で公表することを知って、そのごく直前に記者への説明を行うという対応でした。その後、約2年を経過した今でも、その対策方法について規制委員会の認可を受ける事もできていません。

また、2022年度から今年5月末までに12件もの火災が頻発し、今年2月には原発の心臓部ともいえる中央制御室内での火災発生という事態に、現村長は「日本原電の組織風土」にまで言及した嚴重注意とともに、更なる安全管理の徹底を要請するという異常さです。(添付資料2「東海第二発電所の火災に関する山田村長の嚴重注意 2023. 11. 10」、添付資料3「東海第二発電所の安全管理の徹底を求める山田村長の要請 2024. 2. 14」)

さらに、私が2024年12月11日に行った労災発生に関する議会一般質問に対し担当部長は、「2018年（工事計画認可年）からの7年間の作業員の労災認定件数は、原電の取扱い区分として昨日時点で休業災害が10件、不休災害が37件、合計47件」と答弁し、ほぼ2カ月に1回の割合で労災事故が起きていたことがわかりました。(添付資料4「東海村議会議録検索システムコピー」)

こうした企業に原発を運転する資質があるのか、という点も改めて問われなければなりません。最近、県議の質問に対し規制委員会が回答したことで、日本原電は施工不良に関する報告を行っていなかったという事実が判明しました。ここには、不都合を隠ぺいしたいという体質が如実に表れています。

私は、日本原電の企業体質に重大な疑念を抱かざるを得ません。仮に安全対策工事が完了したとしても、工事が適正に行われたのか、目に見えない部分は確認しようがありません。

裁判長、私は、村民が将来にわたって安全に暮らし、幸せに生きる権利を、日本原電のような企業に委ねることは断じてできません。

東海第二原発の運転は絶対に認められない、このことを訴えて陳述と致します。

添付資料

- 1 東海村ホームページから、2025 年 6 月末現在の安定ヨウ素剤配布率
- 2 23. 11. 10 発 東海第二発電所の火災に関する山田村長の嚴重注意書
- 3 24. 2. 14 発 東海第二発電所の安全管理の徹底を求める山田村長の要請書
- 4 東海村議会会議録から、2024 年 12 月 11 日の一般質問における質疑応答



安定ヨウ素剤の配布状況について

更新日:2025 年 07 月 01 日

ページ ID : 1417

茨城県と東海村では、国（原子力規制委員会）の「原子力災害対策指針」等に基づき、平成 27 年度以降、安定ヨウ素剤及び 3 歳未満のお子さんが服用できるゼリー状安定ヨウ素剤（以下、「ゼリー剤」と言います）を配布しています。

安定ヨウ素剤の配布状況

現在、安定ヨウ素剤は「オンライン申請による配布」、「薬局配布」又は「事前配布会」の方法で配布を行っております。

「オンライン申請による配布」…

令和 7 年 2 月から専用サイトでのオンライン申請による安定ヨウ素剤、ゼリー剤の配布を開始しました。

「薬局配布」…

令和 5 年 4 月 1 日から指定薬局での安定ヨウ素剤、ゼリー剤の配布を開始しました。

「事前配布会」…

令和 6 年度は、令和 6 年 10 月 20 日にイオン東海店にて配布会を実施しました。

【配布者数(令和 7 年 6 月末現在)】

配布者数は、合計 14,627 人（配布率：約 38.4%）となりました。

（配布対象者：38,103 人）

東防原発第1530号

令和5年11月10日

日本原子力発電株式会社

常務取締役

東海事業本部長 坂佐井 豊 様

東海村長 山 田 修

東海第二発電所における火災について（嚴重注意）

令和5年11月9日、貴社東海第二発電所敷地内において、仮設事務所屋外照明用ブレーカーから火災が発生した。

同所においては、昨年度にも3件の火災が発生しており、その際、当村としては、これらの火災事案は村民の信頼を損ねるものであり、かつ、社会的影響が大きいものであるとの再認識を求め、嚴重注意を行ったところである。

しかしながら、今年度においても7月19日、10月31日及び11月7日に火災が発生し、今回の火災が4件目となるものである。これは、本村住民の安心・安全の確保の観点から誠に遺憾であり、ここに嚴重に注意する。

火災が頻発していることを踏まえれば、同所が昨年度に行った管理体制の改善が実質的に機能していないことを示すものであり、防火に対する貴社の組織風土に問題があると判断せざるを得ないと考えることから、機器点検の在り方を見直すことはもとより、防火のための組織的な取組を検討し、報告するよう求める。

東防原発第2099号

令和7年2月14日

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村 松 衛 様

東海村長 山 田 修

安全管理の徹底について（要請）

貴社東海第二発電所においては、ここ数年の間に変圧器等の設備において火災が頻発しており、村として、令和5年11月に組織風土にまで言及した厳重注意文書をもって当該発電所の安全確保を求めてきた。

この村の求めに対し、貴社においては、対策を検討し再発防止に取り組まれてきたが、2月4日に再び当該発電所において火災が発生した。

本件事象は、その発生を防止できなかったことはもとより、作業手順書の不備により発電設備である中央制御室の制御盤から発生したものであることは、住民の信頼を大きく損なうものであり、非常に深刻であるため、ここにあらためて厳重に注意し、安全管理の徹底を要請する。

については、本件火災の直接的な発生原因を調査し確実な再発防止策を講じるとともに、体制を含めた背後要因・根本原因を分析し、更なる安全管理を徹底するための措置について検討した上で、速やかに報告するよう求める。

東海村議会 会議録検索システム からコピー

東海村議会 2024 年 12 月 11 日 一般質問会議録から抜粋

○河野健一議長 大名美恵子議員。

◆6 番（大名美恵子議員）

では、次の質問に移ります。

3 点目です。東海第二発電所の工事における労災認定の発生状況についてお聞きします。

東海第二発電所は新規制基準に基づく **工事計画認可を 2018 年 10 月 18 日に受けて**以降、現在では工事完了予定を 2026 年末とし、敷地に入出入りする作業員数も約 3,000 人と多数になっています。当初計画からすれば工事はかなり長期化しており、作業員の安全が危惧されます。

私ども日本共産党の県内議員団は、11 月 13 日、東海第二発電所の工事の現場を視察させていただきました。工事等の説明を聞いた後、バス内から見学し、敷地内で所狭しと大規模工事が行われていることに参加者は大変驚いていました。

敷地内のある場所に「プロならば見て見ぬふりは恥と知れ」という表示がありました。原電社員向けなのか協力会社社員向けなのか分かりませんが、仕事をする中で見て見ぬふりという行為があり得るために、注意喚起の表示なのかと私は思いました。

しかし、取水口防潮堤の基礎工事不良の告発は、工事関係者が会社や工事発注者に訴えたが、変わらないので私どもに告発したというものです。注意喚起する側にこそ、社員や工事関係者の声に真摯に対応するべきであるということを示したものでないでしょうか。

こうした経過から、原電が住民に公表している火災や工事不良、そして今回質問する労災の発生状況等について、もしかして全てではないのではないかという疑義が生じざるを得ないということ、まず述べておきたいと思います。

最初の質問は、工事開始以降発生した事故件数、作業員の労災認定件数及び内容についてどのように把握しているのかお聞きします。

◎池田洋平村民生活部長

お答えします。

日本原子力発電株式会社東海第二発電所におけます安全性向上対策工事は、土木工事のほか設備工事や電気工事を含む大規模な工事で、日々多くの作業員が構内で工事作業に当たっていると認識しております。

その中で、作業員が労働災害により4日以上の休業となった場合、安全協定上は事業者から村への報告義務はございませんが、労働基準監督署への報告義務が発生するとともに、原電が自らホームページに公表することとしているため、村にも情報提供をいただいております。

また、救急要請により、事業所敷地内に緊急車両が入構した際にも同様に公表することとしておりますことから、工事作業に伴う負傷のほか、熱中症などの搬送事案も村に報告されております。

ご質問の労働災害の発生状況につきましては、2018年からの7年間の作業員の労災認定件数は、原電の取扱い区分として昨日時点で休業災害が10件、不休災害が37件、合計47件となっており、事業者からは発生都度、再発防止策を検討し、速やかに対策を講じているとの報告を受けておりますが、作業員が安全に工事を進められるよう村としましても事業者が実施する事故防止対策などについて注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。